

泉南アスベスト国会通信

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

判決1周年を迎えました

昨年5月19日、大阪地方裁判所は、わ



裁判所は再び国の責任を明確に」と訴える原告、支援者たち(5月12日大阪地裁周辺)

が国で初めて、アスベスト被害に対する国の責任を認めました。

判決後1周年が経過した今も、国

は原告らの「生きているうちに解決を」の願いに背を向け続けています。

5月12日、控訴審は事実上結審し、今夏あるいは今秋にも判決

国は、2月22日、控訴審裁判所の和解の問いかけに対して、和解協議のテーブルにつくことさえ拒否しました。そのことから、控訴審は、早期判決に向けて大きく動き出しています。

4月18日には、事実上の検証として、裁判所が初めて泉南の現地を訪れ、旧

三好石綿工場と近隣農地や住宅との位置関係を確認し、5月12日の法廷では、5名の原告尋問と意見陳述も実施されました。



4月18日、事実上の現場検証が行われた。(泉南市新家)

次回6月1日にはすべての審理が終了し、判決期日が指定され、今夏あるいは今秋にも

判決が言い渡されます。

私たちは、再び国の責任を明確に認め、すべての被害者を救済する判決を求めています。

震災被災者と心ひとつに頑張ります
ひきつづくご支援をおねがいします

私たちは、震災被災者や原発被災者の方々と連帯して頑張ります。

原発事故もアスベスト被害も、ともに国が危険性を知っていないながら、繰り返し警告されていたにもかかわらず、国民のいのちや安全よりも経済発展を

最優先させ、必要な規制や安全対策を怠ったことから発生したものです。また、被災地では大量のがれき処理を8月中に終わるとしていますが、大量のアスベスト飛散が心配されています。

大震災・大津波被害・原発被害・風評被害、そしてアスベスト被害とならないために、国が万全な対策を講じるよう強く求めます。

私たちは、引き続き、国が一日も早く自らの誤りを認め、原告らの早期救済を決断することを求めます。

泉南アスベスト国賠訴訟に引き続きご支援、ご協力いただきます。すよう心よりお願い申し上げます。



原告の解決要求

① 国の責任の明確化と被害者への謝罪

② 国による正当な賠償(判決の水準を基本にした損害賠償)

③ 原告全員(第1陣訴訟・第2陣訴訟)の一括解決

④ 国による解決金の支払い

⑤ 原告以外の泉南アスベスト被害者の救済

泉南アスベスト国会通信

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

シリーズ

原告たちの声を聞いてください

泉南アスベスト国家賠償請求原告 西村 東子さん

死ぬために働いてきたと思いたくありません

私は、原告の西村東子です。石綿肺で、平成18年6月にじん肺管理区分4の認定を受けました。



車いすで入廷する西村東子さん

私は、昭和49年から平成8年まで、大量の粉じんの舞う石綿

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟とは

大阪府泉南地域では、約100年にわたって石綿紡織業が発展し、戦前から地域ぐるみのアスベスト被害が広範かつ深刻に進行しました。2006年5月、石綿工場の元従業員や家族、近隣住民などが、アスベスト被害について国の責任を問う全国初の国賠訴訟を提起。2010年5月19日、大阪地裁は国の責任を認め、26人に総額約4億3500万円の賠償を命じました。国が控訴したため原告も控訴し、第1陣訴訟(被害者26人)が大坂高裁に、第2陣訴訟(被害者33人)が大坂地裁に係属中です。高裁は被告国に、和解協議に応じるかどうかを問いかけたが国は拒否。6月1日にすべての審理を終了し、夏か秋にも判決。提訴後すでに4人の原告が死亡しています。(2011年5月20日現在)

工場で働きしました。3人の子供を育てるため、服や体に粉じんがびっしりとつく中で、朝5時から夕方5時まで働きづめでした。きつい仕事でも、私は働くことが好きでした。

管理4と言われ、一番重いことを知ったときのショックは、今でも忘れられません。

5年の裁判の中で、私の体は、どんどん悪化しました。昨年1月の尋問の時は、酸素を付けずにがまんしましたが、話すだけで息が上がって苦しかった。

たです。その年の2月から、酸素を付けていますが、それでも、息が苦しいです。洗たく物を干すため、階段も、四つんばいになつてどうにか上つていました。が、今は、息子にやってもらうこともありません。家事も出来なくなつたらおしまいだと思うのですが、もう投げ出したい、と思つてしまいます。

こんな体ですが、判決を見届けたくて、裁判所に通いました。勝訴判決を聞いた時、やつと苦しいたかいが終わったと思ひ、ほつとしました。それなのに、控訴され、国に見放された思いがしました。私が生きている内に解決がされるのか、心配仕方ありません。

私たちは、もう5年間たたかってきました。いつ終わるか分かんない、長い裁判に耐えられる体ではありません。生きるために、23年間も、苦勞して働いてきたのに、死ぬために働いてきたと思いたくありません。

裁判官のみなさん、どうか、私たちの願いを聞いて、早く解決して、私たちを安心させて下さい。よろしくお願いします。

被災地のアスベスト被害の拡大をさせないために

阪神大震災のあとのアスベスト対策が不十分で、まだ16年しかたちませんが、2人が中皮腫で亡くなったことが確認されています。この教訓の一つは、大気中のアスベスト調査に対する過信があったことです。今回の震災でも、3月末に環境省は、調査して、他の地域との差はなかったと発表しています。

しかし大量にアスベスト建材が残る工場や船舶などは倒壊してないが使用物にならないというものが多く、解体はこれからです。

住民に防塵マスクを大量に配布することや、周知徹底すること、アスベスト除去の先行、徹底が重要です。

被災地の医療機関にかかる患者の「8割が呼吸器疾患」という報告もあります。あとに禍根を残さない大丈夫な対策を、政府に緊急に求めます。